

# 占冠村簡易水道事業

## 令和6年度水質検査計画

### 水質検査とは

水質検査は、水質基準に適合していることを確認するため不可欠なものです。

水質検査計画は、水質検査の適正化を確保するために、検査項目等を定めたものです。

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点
4. 水質検査項目及び検査頻度、採水地点及びその理由
5. 臨時の水質検査
6. 水質検査の方法及び委託内容
7. 試料の採取及び運搬方法
8. 委託した検査の実施状況の確認方法
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. その他

## 1. 基本方針

- (1) 水質検査は、水質基準が適用される蛇口に加え、水源についても実施します。
- (2) 検査項目は安全及び法令を充分考慮して選定いたします。
- (3) 検査頻度は安全及び法令を充分考慮して定めます。
- (4) 水源に汚染等が起こらないよう常時監視を行います。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 給水状況

給水状況は、以下のとおりです。

区 分	内 容
事業体の名称	占冠村簡易水道事業
計画給水人口	1,120人 (令和4年度末 1,098人)
計画1日最大給水量	4,030m <sup>3</sup> (令和4年度実績 3,058m <sup>3</sup> )
1日平均給水量	(令和4年度実績 1,962m <sup>3</sup> )

### (2) 浄水施設

#### 占冠浄水場

浄水場名	占冠浄水場
水 源	鵜川水系シム川支流1号沢川 (表流水) 浅井戸 (地下水)
給水能力 ( m <sup>3</sup> / 日 )	900 (m <sup>3</sup> /日)
主な給水区域	中央・占冠地区
主な浄水処理方法	緩速ろ過 塩素消毒
主な浄水処理薬	次亜塩素酸ナトリウム

#### 中トマム浄水場

浄水場名	中トマム浄水場
水 源	山上農場沢川、13線の沢川 (表流水)
給水能力 ( m <sup>3</sup> / 日 )	2,110 (m <sup>3</sup> /日)
主な給水区域	中トマム地区
主な浄水処理方法	急速ろ過 塩素消毒
主な浄水処理薬	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ

上トナム浄水場

浄水場名	上トナム浄水場
水源	鵜川水系鵜川、13線の沢川（予備用）（表流水）
給水能力（ $\text{m}^3$ / 日）	200（ $\text{m}^3$ / 日）
主な給水区域	上トナム地区
主な浄水処理方法	急速ろ過 塩素消毒
主な浄水処理薬	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ

双珠別浄水場

浄水場名	双珠別浄水場
水源	浅井戸（地下水）
給水能力（ $\text{m}^3$ / 日）	70（ $\text{m}^3$ / 日）
主な給水区域	双珠別地区
主な浄水処理方法	緩速ろ過 塩素消毒
主な浄水処理薬	次亜塩素酸ナトリウム 消石灰

### 3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題

原水の状況

(1) 地下水の状況

水質的に恵まれた水源を持つ占冠村の浄水場では、良質な河川水を取水し適正な浄水処理を行い、水質基準を十分満足した安全で良質な水道水を供給しています。

しかし、河川流域には原水汚染要因となるものから水質管理上注意すべき項目また、浄水場使用薬品からの由来で注意すべき項目もあります。

(2) 原水水質で留意すべき状況

次表に示す。

浄水場名	占冠浄水場
原水の汚染要因	融雪・降雨による濁水の発生
水質管理上注意すべき項目	一般細菌 大腸菌 色度 濁度
浄水場使用薬品及び資機材からの由来で注意すべき項目	塩素酸（次亜塩素酸ナトリウム） 臭素酸（次亜塩素酸ナトリウム）

浄水場名	中トマム浄水場
原水の汚染要因	融雪・降雨による濁水の発生
水質管理上注意すべき項目	一般細菌 大腸菌 色度 濁度 鉄及びその化合物 アルミニウム及びその化合物
浄水場使用薬品及び資機材からの由来で注意すべき項目	塩素酸（次亜塩素酸ナトリウム） 臭素酸（次亜塩素酸ナトリウム）

浄水場名	上トマム浄水場
原水の汚染要因	融雪・降雨による濁水の発生
水質管理上注意すべき項目	一般細菌 大腸菌 色度 濁度 アルミニウム及びその化合物
浄水場使用薬品及び資機材からの由来で注意すべき項目	塩素酸（次亜塩素酸ナトリウム） 臭素酸（次亜塩素酸ナトリウム）

浄水場名	双珠別浄水場
原水の汚染要因	融雪・降雨による濁水の発生
水質管理上注意すべき項目	一般細菌 色度 濁度
浄水場使用薬品及び資機材からの由来で注意すべき項目	塩素酸（次亜塩素酸ナトリウム） 臭素酸（次亜塩素酸ナトリウム）

(3) 水道水(浄水)の状況

今までの水質検査結果より、水質基準を十分満たしていて、安全で良質な水道水をお届けしています。

#### 4. 水質検査項目及び検査頻度、採水地点及びその理由

適用範囲 占冠浄水場

適用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

##### (1) 浄水の水質検査項目及び検査頻度

###### 1. 水質検査項目

法令に基づく水質検査表(1)において水質基準項目(51項目)の水質検査を行います。なお、法令に基づく水質検査表(2)の1日に1回行う検査についても検査を行います。

###### 2. 検査頻度

検査頻度の決定については、水道法施行規則第15条第1項の3にて行いました。

ア 法令に基づく水質検査表(1)のうち、濃度が1/10以下の場合3年に1回まで緩和することができる項目についても水質が安定し良好であることを確認するため51項目すべての検査を年1回行います。

イ 法令に基づく水質検査表(1)の項目1, 2, 11, 34, 38, 46～51の検査は、毎月(1回はアを含む)行います。

ウ 法令に基づく水質検査表(1)の項目10, 21～31の検査は、年4回(1回はアを含む)行います。

エ 法令に基づく水質検査表(1)の項目19の検査は、安全確認のため年4回(1回はアを含む)行います。

オ 法令に基づく水質検査表(2)の色, 濁り, 消毒の塩素効果(残留塩素)の検査は1日1回行います。

##### (2) 原水の水質検査項目及び検査頻度

###### 1. 水質検査項目

法令に基づく水質検査表(1)において水質基準項目のうち厚生労働省課長通知に基づき消毒副生成物である21～31, 48を除く39項目の水質検査を行います。

###### 2. 検査頻度

ア 法令に基づく水質検査表(1)の39項目検査を各水源にて年1回行います。

イ 法令に基づく水質検査表(1)の項目1, 2, 11, 34, 38, 46, 47, 49～51の検査は、各水源にて毎月(1回はアを含む)行います。

ウ クリプト指標菌の検査を各水源にて年1回行います。

エ クリプトスポリジウム等の検査を各水源にて年1回行います。

オ 管理目標設定項目検査表(3)の項目31の検査を各水源にて年1回行います。

##### (3) 採水地点及びその理由

浄水(給水栓水)	
採水地点	占冠地区 末端給水栓
選定理由	給水区域の末端地域で、水道水質把握の代表的な場所であり常時採水が容易なことから。
原水(水道水源)	
採水地点	占冠浄水場 表流水給水栓 占冠浄水場 地下水給水栓
選定理由	原水水質把握の代表的な場所であることから。

適用範囲 中トマム浄水場

適用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

(1) 浄水の水質検査項目及び検査頻度

1. 水質検査項目

法令に基づく水質検査表(1)において水質基準項目(51項目)の水質検査を行います。なお、法令に基づく水質検査表(2)の1日に1回行う検査についても検査を行います。

2. 検査頻度

検査頻度の決定については、水道法施行規則第15条第1項の3にて行いました。

ア 法令に基づく水質検査表(1)のうち、濃度が1/10以下の場合3年に1回まで緩和することができる項目についても水質が安定し良好であることを確認するため51項目すべての検査を年1回行います。

イ 法令に基づく水質検査表(1)の項目1, 2, 11, 34, 38, 46～51の検査は、毎月(1回はアに含む)行います。

ウ 法令に基づく水質検査表(1)の項目10, 21～31の検査は、年4回(1回はアに含む)行います。

エ 法令に基づく水質検査表(1)の項目19の検査は、安全確認のため年4回(1回はアに含む)行います。

オ 法令に基づく水質検査表(1)の項目33の検査は、性状確認のため年12回(1回はアに含む)行います。

カ 法令に基づく水質検査表(2)の色, 濁り, 消毒の塩素効果(残留塩素)の検査は1日1回行います。

(2) 原水の水質検査項目及び検査頻度

1. 水質検査項目

法令に基づく水質検査表(1)において水質基準項目のうち厚生労働省課長通知に基づき消毒副生成物である21～31, 48を除く39項目の水質検査を行います。

2. 検査頻度

ア 法令に基づく水質検査表(1)の39項目検査を各水源にて年1回行います。

イ 法令に基づく水質検査表(1)の項目1, 2, 11, 34, 38, 46, 47, 49～51の検査は、各水源にて毎月(1回はアに含む)行います。

ウ クリプト指標菌の検査を各水源にて年1回行います。

エ クリプトスポリジウム等の検査を各水源にて年1回行います。

オ 法令に基づく水質検査表(1)の項目47は、性状確認のため沈殿水より年6回行います。

カ 管理目標設定項目検査表(3)の項目31の検査を各水源にて年1回行います。

(3) 採水地点及びその理由

浄水(給水栓水)	
採水地点	リゾートエリア内給水栓
選定理由	給水区域の末端地域で、水道水質把握の代表的な場所であり常時採水が容易なことから。
原水(水道水源)	
採水地点	山上農場の沢川、13線の沢川
選定理由	原水水質把握の代表的な場所であることから。

適用範囲 上トママ浄水場

適用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

(1) 浄水の水質検査項目及び検査頻度

1. 水質検査項目

法令に基づく水質検査表(1)において水質基準項目(51項目)の水質検査を行います。なお、法令に基づく水質検査表(2)の1日に1回行う検査についても検査を行います。

2. 検査頻度

検査頻度の決定については、水道法施行規則第15条第1項の3にて行いました。

ア 法令に基づく水質検査表(1)のうち、濃度が1/10以下の場合3年に1回まで緩和することができる項目についても水質が安定し良好であることを確認するため51項目すべての検査を年1回行います。

イ 法令に基づく水質検査表(1)の項目1, 2, 11, 34, 38, 46～51の検査は、毎月(1回はアを含む)行います。

ウ 法令に基づく水質検査表(1)の項目10, 21～31の検査は、年4回(1回はアを含む)行います。

エ 法令に基づく水質検査表(1)の項目19の検査は、安全確認のため年4回(1回はアを含む)行います。

オ 法令に基づく水質検査表(1)の項目33の検査は、性状確認のため年12回(1回はアを含む)行います。

カ 法令に基づく水質検査表(2)の色, 濁り, 消毒の塩素効果(残留塩素)の検査は1日1回行います。

(2) 原水の水質検査項目及び検査頻度

1. 水質検査項目

法令に基づく水質検査表(1)において水質基準項目のうち厚生労働省課長通知に基づき消毒副生成物である21～31, 48を除く39項目の水質検査を行います。

2. 検査頻度

ア 法令に基づく水質検査表(1)の39項目検査を年1回行います。

イ 法令に基づく水質検査表(1)の項目1, 2, 11, 34, 38, 46, 47, 49～51の検査は、毎月(1回はアを含む)行います。

ウ クリプト指標菌の検査を年1回行います。

エ クリプトスポリジウム等の検査を年1回行います。

オ 法令に基づく水質検査表(1)の項目47は、性状確認のため沈殿水より年6回行います。

カ 管理目標設定項目検査表(3)の項目31の検査を年1回行います。

(3) 採水地点及びその理由

浄水(給水栓水)	
採水地点	上トママ地区 末端給水栓
選定理由	給水区域の末端地域で、水道水質把握の代表的な場所であり常時採水が容易なことから。
原水(水道水源)	
採水地点	上トママ取水場給水栓
選定理由	原水水質把握の代表的な場所であることから。

適用範囲 双珠別浄水場

適用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

(1) 浄水の水質検査項目及び検査頻度

1. 水質検査項目

法令に基づく水質検査表(1)において水質基準項目(51項目)の水質検査を行います。なお、法令に基づく水質検査表(2)の1日に1回行う検査についても検査を行います。

2. 検査頻度

検査頻度の決定については、水道法施行規則第15条第1項の3にて行いました。

ア 法令に基づく水質検査表(1)のうち、濃度が1/10以下の場合3年に1回まで緩和することができる項目についても水質が安定し良好であることを確認するため51項目すべての検査を年1回行います。

イ 法令に基づく水質検査表(1)の項目1, 2, 11, 34, 38, 46～51の検査は、毎月(1回はアを含む)行います。

ウ 法令に基づく水質検査表(1)の項目10, 21～31の検査は、年4回(1回はアを含む)行います。

エ 法令に基づく水質検査表(1)の項目6, 19の検査は、安全確認のため毎月(1回はアを含む)行います。

オ 法令に基づく水質検査表(2)の色, 濁り, 消毒の塩素効果(残留塩素)の検査は1日1回行います。

(2) 原水の水質検査項目及び検査頻度

1. 水質検査項目

法令に基づく水質検査表(1)において水質基準項目のうち厚生労働省課長通知に基づき消毒副生成物である21～31, 48を除く39項目の水質検査を行います。

2. 検査頻度

ア 法令に基づく水質検査表(1)の39項目検査を年1回行います。

イ 法令に基づく水質検査表(1)の項目1, 2, 11, 34, 38, 46, 47, 49～51の検査は、毎月(1回はアを含む)行います。

ウ クリプト指標菌の検査を年1回行います。

エ クリプトスポリジウム等の検査を年1回行います。

オ 管理目標設定項目検査表(3)の項目31の検査を年1回行います。

(3) 採水地点及びその理由

浄水(給水栓水)	
採水地点	双民館給水栓
選定理由	給水区域の末端地域で、水道水質把握の代表的な場所であり常時採水が容易なことから。
原水(水道水源)	
採水地点	双珠別浄水場 取水口
選定理由	原水水質把握の代表的な場所であることから。

法令に基づく水質検査表  
水質検査表(1) 水質基準

	項目	基準値	原則頻度	法的検査回数減		項目の概要		
1	一般細菌	100個/ml	月1回	月1回	一定要件を満たす場合は検査回数を減じることができる。*1	病原微生物	健康に関する項目	
2	大腸菌	不検出						
3	カドミウム及びその化合物	0.003	3ヶ月1回					金属類
4	水銀及びその化合物	0.0005						
5	セレン及びその化合物	0.01						
6	鉛及びその化合物	0.01						
7	ヒ素及びその化合物	0.01						
8	六価クロム化合物	0.02						
9	亜硝酸態窒素	0.04						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	3ヶ月1回	3ヶ月1回				無機物質・消毒副生成物
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	3ヶ月1回	一定要件を満たす場合は検査回数を減じることができる。*1		無機物質		
12	フッ素及びその化合物	0.8						
13	ホウ素及びその化合物	1						
14	四塩化炭素	0.002						
15	1,4-ジオキサン	0.05						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04						
17	ジクロロメタン	0.02						
18	テトラクロロエチレン	0.01						
19	トリクロロエチレン	0.01						
20	ベンゼン	0.01						
21	塩素酸	0.6	3ヶ月1回	3ヶ月1回		消毒副生成物		
22	クロロ酢酸	0.02						
23	クロロホルム	0.06						
24	ジクロロ酢酸	0.03						
25	ジブromokロロメタン	0.1						
26	臭素酸	0.01						
27	総トリハロメタン	0.1						
28	トリクロロ酢酸	0.03						
29	ブromोजクロロメタン	0.03						
30	ブromohホルム	0.09						
31	ホルムアルデヒド	0.08						
32	亜鉛及びその化合物	1	3ヶ月1回	一定要件を満たす場合は検査回数を減じることができる。*1		金属類		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2						
34	鉄及びその化合物	0.3						
35	銅及びその化合物	1						
36	ナトリウム及びその化合物	200						
37	マンガン及びその化合物	0.05						
38	塩化物イオン	200					月1回	月1回
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	3ヶ月1回	一定要件を満たす場合は検査回数を減じることができる。*1		その他		
40	蒸発残留物	500						
41	陰イオン界面活性剤	0.2						
42	ジェオスミン	0.00001	藻の発生時期に月1回	藻の発生時期に月1回		有機物質		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001						
44	非イオン界面活性剤	0.02						
45	フェノール類	0.005	3ヶ月1回	一定要件を満たす場合は検査回数を減じることができる。*1				
46	有機物(TOC)	3	月1回	月1回		その他		
47	pH値	5.8~8.6						
48	味	異常でない						
49	臭気	異常でない						
50	色度	5度						
51	濁度	2度						

\*1 基準値の1/10以下で水源に変動がない場合は3年に1回、1/5以下の場合は年1回に検査回数を減じることができる。

水質検査表（2） 1日1回行う検査

	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の塩素効果（残留塩素）	0.1mg/l以上

管理目標設定項目検査表（3）

	項目	目標値
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02 mg/l以下
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002 mg/l以下（暫定）
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02 mg/l以下
4	（項目削除）亜硝酸態窒素	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下
6	（項目削除）トランス-1,2-ジクロロエチレン	
7	（項目削除）1,1,2-トリクロロエタン	
8	トルエン	0.4 mg/l以下
9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08 mg/l以下
10	亜塩素酸	0.6 mg/l以下
11	（項目削除）塩素酸	
12	二酸化塩素	0.6 mg/l以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/l以下（暫定）
14	抱水クロラール	0.02 mg/l以下（暫定）
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下
16	残留塩素	1 mg/l以下
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10 mg/l以上 100 mg/l以下
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01 mg/l以下
19	遊離炭酸	20 mg/l以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/l以下
21	メチル-tert-ブチルエーテル（MTBE）	0.02 mg/l以下
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg/l以下
23	臭気強度（TON）	3以下
24	蒸発残留物	30 mg/l以上 200 mg/l以下
25	濁度	1度以下
26	pH値	7.5程度
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける
28	従属栄養細菌	2000個/ml以下（暫定）
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1 mg/l以下
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として0.00005 mg/l以下（暫定）

## 5. 臨時の水質検査

次のような水質変化等が発生した場合は、直ちに水質検査を実施し、水質異常が終息して安全が確認されるまで行います。

- (1) 水源に著しく変化が見られたとき。
- (2) 給水栓に異常があったとき。
- (3) 災害等発生時。
- (4) その他特に必要があると認められるとき。

## 6. 水質検査の方法及び委託内容

- (1) 検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」に基づいて検査を行うものとする。
- (2) 1日1回行う検査項目  
色、濁り、残留塩素を1日1回行います。
- (3) 定期検査  
厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行います。

## 7. 試料の採取及び運搬方法

- (1) 試料の採取については占冠村建設課の職員が行いますが、委託先の受託者に採水を依頼する場合があるので、採水時には受託者の法令で定められた検査員が採水を行うこととする。
- (2) 運搬方法については採水終了後に試料をクーラーボックスに入れ保冷し、破損防止の措置を施し受託者が社用車で検査施設まで運搬することとする。

## 8. 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査の結果の根拠となる資料を求め、適正に検査が実施されているかの確認を行います。

## 9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、①建設課窓口、②トマム支所、③占冠村ホームページで公表します。

## 10. その他

- (1) 常に安全で満足してもらえる水道水を供給いたします。
- (2) 水道水質の信頼性確保につとめます。
- (3) 水道事故等が発生した時は、保健所・検査機関と連携し早期の復旧につとめます。
- (4) 住民の疑問点・不明点につきましては早急に対応いたします。

お問い合わせ先      〒079-2201  
北海道勇払郡占冠村字中央  
占冠村役場建設課  
TEL 0167-56-2173